



茨城県報

第 1 5 4 6 号

平成16年 2 月26日

木 曜 日

目 次

規 則	ページ
(人 事 委 員 会)	
職員の給与に関する規則の一部を改正する規則.....	1
告 示	
救急医療協力病院の名称の変更の届出 (医療整備課)	9
指定居宅介護支援事業者の廃止 (高齢福祉課)	9
児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の廃止 (障害福祉課)	9
身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の廃止 (障害福祉課)	10
知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の廃止 (障害福祉課)	10
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (5 件) (商業流通課)	10
茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課)	14
茨城県畜産実務練習生規程の廃止 (畜産課)	14
経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等 (監理課)	14
経営状況分析の委任の廃止 (監理課)	15
道路の区域の変更 (3 件) (道路維持課)	15
道路の供用の開始 (3 件) (道路維持課)	16
急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2 件) (河川課)	17
都市計画事業の認可 (公園街路課)	19
都市計画事業の変更の認可 (公園街路課)	19
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (県税事務所)	20
土地改良事業の認可 (土地改良事務所)	20
換地計画の適当決定 (土地改良事務所)	20
公 告	
漁船損害等補償法施行令に基づく発起届 (漁政課)	21
都市計画の図書の縦覧 (都市計画課)	22
都市計画事業の施行者の名称等 (都市整備課)	22
開発行為の工事完了 (3 件) (建築指導課)	23
建築許可に関する意見の聴取 (建築指導課)	23
貸金業者の登録の取消し (総合事務所)	24

規 則

(人 事 委 員 会)

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年 2月26日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第 2 号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 職員の給与に関する規則（昭和36年茨城県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第40条中「から第12条の 3 まで」を削る。

第42条の次に次の 1 条を加える。

第42条の 2 普通交通機関等（新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 前項の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであつてはならない。ただし、割り振られた正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第43条を次のように改める。

第43条 条例第12条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（条例第12条第 6 項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均 1 箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額
- (3) 交通用具を使用して有料の道路を利用する場合の運賃等相当額は、当該交通用具に係る当該有料の道路の料金を基礎として前号の規定による算出方法に準じて算出した額（その額が人事委員会で定める額を超えるときは、人事委員会で定める額）

2 前条第 2 項ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第43条の 4 第 1 項中「月額」を「額」に改め、同項第 1 号中「交通機関等」を「普通交通機関等」に、「条例第12条第 2 項第 1 号」を「同条第 2 項第 1 号」に、「掲げる額の合計額」を「定める額」に改め、同項第 2 号中「運賃等相当額」を「同条第 2 項第 1 号に規定する 1 箇月当たりの運賃等相当額（以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。）（2 以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下、「1 箇月当たりの運賃等相当額等」という。）に、「条例第12条第2項第 1 号」を「同項第 1 号」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第 3 号中「運賃等相当額」を「1 箇月当たりの運賃等相当額等」に、「掲げる額」を「定める額」に、「条例第12条第 2 項第 2 号」を「同項第 2 号」に改める。

第43条の 5 第 1 項中「、かつ、通勤経路が、高速自動車国道のインターチェンジを中心として半径 5 キロメート

ル以内の区域を 2 区域以上通ることとなるものとする」を「あるものとする」に改める。

第43条の 6 を次のように改める。

第43条の 6 新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第42条の 2 第 2 項の規定は、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第43条の規定は、条例第12条第 3 項第 1 号に規定する特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額の算出について準用する。この場合において、第43条第 1 項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第 1 号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「価額」とあるのは「価額の 2 分の 1 に相当する額」と、同項第 2 号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する」と、同条第 2 項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

第43条の 7 を削る。

第44条を次のように改める。

第44条 職員は、新たに条例第12条第 1 項の職員たる要件を具備するに至つた場合には、通勤カード(別表第37の 2)により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。同項の職員が次の各号の 1 に該当する場合についても同様とする。

(1) 任命権者を異にして異動した場合

(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額その他人事委員会で定める事項に変更があつた場合

2 前項の届出を受けた任命権者は、その届出に係る事実を定期券の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第12条第 1 項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

第44条の次に次の 5 条を加える。

第44条の 2 通勤手当は、支給単位期間(第 3 項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は当該各号に定める期間(以下この条及び第45条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の第59条に規定する給与の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに前条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 条例第12条第 4 項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が 2 以上の普通交通機関等を利用するものとして条例第12条第 2 項第 1 号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 職員が 2 以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、条例第12条第 3 項第 1 号に規定する 1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額(第44条の4第 3 項第 1 号において「1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額」という。)の合計額が20,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

第44条の 3 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第12条第 1 項の職員たる要件が具備されるに至つた場合においてはその日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給

されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第44条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行なうものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

第44条の4 条例第12条第5項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第12条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 月の中途において法第28条第2項又は職員の分限に関する条例第2条の規定により休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、外国機関等派遣条例第2条第1項又は公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、大学院修学休業をし、法第29条第1項の規定により停職にされ、又は配偶者海外同行休暇の承認を受けた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。
- (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなる場合

- 2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第12条第5項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円以下であつた場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

イ 第44条の2第3項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

- 3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る条例第12条第5項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額（2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。）が20,000円以下であつた場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る新幹線鉄道等

(同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が20,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての新幹線鉄道等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額(次号において「払戻金2分の1相当額」という。)

(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が20,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 20,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

イ 第44条の2第3項第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 20,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

4 条例第12条第5項の規定により職員に前2項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

第44条の5 条例第12条第6項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 1箇月

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、職員の定年等に関する条例(昭和59年茨城県条例第6号)第2条の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会の定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第44条の6 支給単位期間は、第44条の3第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において法第28条第2項又は職員の分限に関する条例第2条の規定により休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、外国機関等派遣条例第2条第1項又は公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、大学院修学休業をし、法第29条第1項の規定により停職にされ、又は配偶者海外同行休暇の承認を受けた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、職務に復帰し又は再び勤務するに至つた日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなる場合(前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場

合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。

第45条中「月の1日」を「支給単位期間等に係る最初の月の初日」に、「その月」を「当該支給単位期間等に係る」に改める。

第45条の2中「月額」を「額」に改める。

第59条第1項の表中「通勤手当」を削る。

別表第37の2その2の次に次の1表を加える。

通 勤 カ ー ド

氏名		住居	
その3	勤務公署	職員番号	
事実発生日	年 月 日	届 出 日	年 月 日
順路	通勤方法の別	区 間	距離 (km)
			所要時間 (分)
			乗車券等の種類
			運賃等相当額 (円)
			備 考
1			
2			
3			
4			
5			
新幹線鉄道等 利用区分の別		区 間	距離 (km)
			所要時間 (分)
			乗車券等の種類
			運賃等相当額 (円)
			備 考
総通勤距離		km	総所要時間
			分
通勤手当決定の際の確認事項		新幹線鉄道等を利用しない場合の経路及び方法等	
1 交通機関等利用者		順路	通勤方法の別
(1) バス利用区間の片道運賃 円			区 間
(2) 有料道路等の片道利用料金 円			距離 (km)
2 規則第43条の2第2号該当事由			所要時間 (分)
(1) 規則第41条 該当・非該当		1	備 考
(2) 駅 (停留所) までの距離 km		2	
(3) 交通機関の運行回数 1日 往復		3	
(4) 登退庁 1時間内の交通機関の運行 有・無		その他	
(5) 乗継ぎ待時間 分			
(6) 変則勤務日 有・無			
3 条例第12条第2項第3号の300円加算 該当・非該当			

手 当 認 定 関 係

順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券 その他の別	運賃等相当額	1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等の認定期間	支給月 (支給月に印を付す) (毎月の場合は省略可)	主務担当 者印	主務担当 責任者印	備 考
	普通交通機関等の名称	利用区間								
普通交通機関等利用者	1			円 (箇月)	円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12			
	改正			円 (箇月)	円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12			
	2			円 (箇月)	円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12			
	改正			円 (箇月)	円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12			
	3			円 (箇月)	円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12			
	改正			円 (箇月)	円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12			
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額					円	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円	
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるとき		55,000円 × [箇月] =			円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12			
交通用具使用者の額 (基準額 + 加算額)					円					
交通用具の使用距離 km					改正	円				

順路	算出の基礎となる新幹線鉄道等		定期券回数券その他の別	特別料金等2分の1相当額	1箇月当たりの特別料金等相当額	新幹線鉄道等の認定期間	支給月(支給月に印付す)(毎月の場合は省略可)						主務担当者印	主務担当責任者印	備考	
	新幹線鉄道等の名称	利用区間					1	2	3	4	5	6				
新幹線鉄道等利用者	1	改正		円 (箇月)	円	平成 年 月 日から	1	2	3	4	5	6				
						平成 年 月 日まで	7	8	9	10	11	12				
	2	改正		円 (箇月)	円	平成 年 月 日から	1	2	3	4	5	6				
						平成 年 月 日まで	7	8	9	10	11	12				
	1 箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額					円	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円						
	1 箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超えるとき			20,000円 × [箇月] =		円	平成 年 月 日から	1	2	3	4	5	6			
						平成 年 月 日まで	7	8	9	10	11	12				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	所属長印	備考	
支給額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
年月日改正		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
年月日改正		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
	返納事由 規則第44条の4第1項	返納事由 発生年月	返納対象普通交通機関等(新幹線鉄道等)		払戻金相当額(払戻金2分の1相当額)の算出基礎	払戻金相当額(払戻金2分の1相当額)		主務担当者印	主務担当責任者印	所属長印	備考					
1	第1号 第2号 第3号 第4号					円										
2	第1号 第2号 第3号 第4号					円										
3	第1号 第2号 第3号 第4号					円										
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えていた場合 (1 箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えていた場合) 規則第44条の4第2項第2号(第3項第2号)の月数と額					月 (算出基礎)	円										
					月 (算出基礎)	円										
1 箇月の運賃等の額の算出基礎		年 月 日				年 月 日				年 月 日						
異動関係	勤務公署				勤務公署				勤務公署							
	確認年月日	主務担当者印	主務担当責任者印	所属長印	確認年月日	主務担当者印	主務担当責任者印	所属長印	確認年月日	主務担当者印	主務担当責任者印	所属長印				

- 備考
- 1 手当認定関係欄には、届出人は記入しないこと。
 - 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、常磐線等の別を記入すること。
 - 3 「所要時間」欄には、高速自動車国道の利用者は記入を要しない。
 - 4 「乗車券等の種類」欄には、定期券(6箇月)、回数券等の別を記入する。
 - 5 「新幹線鉄道等利用区分の別」欄には、常磐道、東北新幹線等の別を記入すること。
 - 6 回数券使用者又は有料の道路等の利用者は、「運賃等相当額」の欄は記入せず、手当額の決定権者において、片道運賃又は片道料金に割り引き率を乗じて得た額を基礎として求めた額を記入する(計算は、「1箇月の運賃等の額の算出基礎」欄を使用すること。)
 - 7 株主優待乗車券使用者は、「運賃等相当額」欄は空欄のままにしておくこと。
 - 8 「通勤手当決定の際の確認事項」欄の「駅までの距離」は、住居又は勤務公署からもよりの駅(停留所)までのうち、いずれか遠距離のものを記入すること。
 - 9 略図を添付すること。代わりに尺度5万分の1以上の道路地図の写(通勤経路朱線)を添付しても差し支えない。
 - 10 高速自動車国道利用者は、当該道路を利用しない場合の通勤経路及び利用するインターチェンジを示した尺度5万分の1以上の道路地図を添付すること。
 - 11 往路と帰路で通勤の経路又は方法が異なる場合は、「その他」欄にその旨と理由を記入すること。
 - 12 通勤手当支給対象職員でなくなった場合は、「その他」欄にその旨と理由を記入して届け出ること。
 - 13 通勤手当支給対象職員が勤務公署を異にして異動した場合で、異動前と異動後の住居及び勤務公署の所在地が同一であり、かつ当該職員の通勤方法等について異動前と異動後において変更がないと認められるときは、異動後の所属長は、「異動関係」欄への押印をもって、確認決定に代えるものとして差し支えないこと。
 - 14 運賃等の額に改定があった場合における「普通交通機関等の認定期間」の「平成 年 月 日まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。
 - 15 特別料金等の額に改定があった場合における「新幹線鉄道等の認定期間」の「平成 年 月 日まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。

第 2 条 職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第34 4 警察本部長の項中「(17) 警察署の副署長」を「(17) 水戸、日立、土浦、鹿嶋、竜ヶ崎、石岡、つくば中央及び取手の警察署の副署長」に、「(21) 警視の階級にある笠間、ひたちなか西、那珂、高萩、麻生、江戸崎、下館、下妻、水海道、古河及び境の警察署の次長」を「(21) 警視の階級にある警察署の副署長 (17に掲げる者を除く。)」に改める。

付 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条の規定 平成16年 4月 1日
- (2) 第 2 条の規定 平成16年 3月19日

告 示

茨城県告示第233号

茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第 3 条の救急医療協力病院の開設者から次のとおりその名称を変更した旨届出があったので告示する。

平成16年 2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称		所 在 地
変 更 前	変 更 後	
栗山整形外科病院	栗山整形外科	日立市日高町 3 8 3

茨城県告示第234号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第82条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出を受理したので、同法第85条の規定により告示する。

平成16年 2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

法 人 名	事 業 所 名	所 在 地	サービ スの 種 類	廃 止 年月日
有限会社アポテーケ	かみしき台薬局指定居宅介護支援事業所	ひたちなか市赤坂12389 1	居宅介護支援	平成15年 11月30日

茨城県告示第235号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定に基づき、次のとおり廃止の届出を受理したので、同法第21条の23の規定により告示する。

平成16年 2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
08000300345115	有限会社スカイライフケアー指定居宅介護事業所つくば支店	つくば市上ノ室 2170 - 1	有限会社スカイライフケアー	稲敷郡美浦村郷中 2789 - 1	平成15年 7月31日	児童障害者居宅介護等事業

茨城県告示第236号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、次のとおり廃止の届出を受理したので、同法第17条の23の規定により告示する。

平成16年 2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
08000100346115	有限会社スカイライフケアー指定居宅介護事業所つくば支店	つくば市上ノ室 2170 - 1	有限会社スカイライフケアー	稲敷郡美浦村郷中 2789 - 1	平成15年 7月31日	身体障害者居宅介護等事業

茨城県告示第237号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、次のとおり廃止の届出を受理したので、同法第15条の23の規定により告示する。

平成16年 2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
08000200344119	有限会社スカイライフケアー指定居宅介護事業所つくば支店	つくば市上ノ室 2170 - 1	有限会社スカイライフケアー	稲敷郡美浦村郷中 2789 - 1	平成15年 7月31日	知的障害者居宅介護等事業

茨城県告示第238号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労働政課において縦覧に供する。

平成16年 2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エスカード牛久ショッピングセンター

牛久市牛久町280番地

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成15年10月14日

イ 変更しようとする事項

(ア) 駐車場の収容台数

(変更前) 282台

(変更後) 247台

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後11時

(ロ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時45分 (一部午前 9 時45分) ~ 午後 9 時15分

(変更後) 午前 8 時45分 ~ 午後11時15分 (一部午後 9 時)

ウ 届出年月日

平成15年 9 月22日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第239号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成16年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

つくばショッピングセンター A 棟

つくば市上横場2143番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成15年10月27日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 10,752m²(変更後) 10,261m²

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 8 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後10時

(ウ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 24時間

(変更後) 24時間 (一部午前 8 時～午後 9 時)

ウ 届出年月日

平成15年10月 9 日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第240号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成16年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

クレオ

つくば市吾妻 1 丁目1311番地 5 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

平成15年10月27日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
有限会社みづほ	土浦市大和町 5 番 6 号	近 藤 輝 孝
株式会社プリンス	水戸市南町 3 丁目 4 番18号	長 江 要

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
筑西商事株式会社	下館市丙350番地	大 武 正 夫
株式会社サムシング	石岡市国府五丁目 8 番24号	吉 野 宗 一
有限会社グライス	水戸市笠原町978番地の25	小笠原 要

ウ 届出年月日

平成15年10月10日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第241号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成16年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

クレオ

つくば市吾妻 1 丁目1311番地 5 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 2 項）

平成15年12月11日

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置

駐車場の自動車の出入口の位置

ウ 届出年月日

平成15年11月26日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第242号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成16年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社マスタ茎崎店

つくば市高見原一丁目 1 番16号

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成15年12月11日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 9 時

(変更後) 午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分 (年間60日は午前 8 時30分) ~ 午後 9 時30分

(変更後) 午前 9 時30分 (年間60日は午前 8 時30分) ~ 午前 0 時30分 (一部午後 9 時)

ウ 届出年月日

平成15年11月28日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第243号

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程 (昭和52年茨城県告示第405号) の一部を次のように改正する。

平成16年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

別表 2 中「1.6%」を「1.5%」に改める。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成16年 1 月26日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給については、なお従前の例による。

茨城県告示第244号

昭和43年 3 月27日茨城県告示第359号で告示した茨城県畜産実務練習生規程は、廃止する。

平成16年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第245号

建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。) 第19条の 6 第 1 項及び第21条の 2 第 1 項の規定により、経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求 (以下「申請等」という。) の時期及び方法を定め、平成16年 3 月 1 日から施行する。

なお、平成 7 年11月20日茨城県告示第1263号で告示した経営事項審査の申請の時期及び方法等に関する公示は、平成16年 2 月29日限り廃止する。

平成16年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請等の時期

日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）を除き、知事が指定する日時とし、申請等を希望する者に対して個別に通知する。

2 申請等の方法

持参によるものとする。

3 申請等の場所

茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県庁経営事項審査会場（茨城県庁行政棟11階）

茨城県告示第246号

昭和63根年 8月 8日茨城県告示第1118号で告示した建設業法の規定による指定経営状況分析機関に対する経営状況分析の委任については、平成16年 2月29日限り廃止する。

平成16年 2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年 2月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 水戸岩間線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市見川 5 丁目115番12から 水戸市見川 5 丁目115番11まで	旧	メートル 最大 27.8 最小 18.0	メートル 49	
	新	最大 26.4 最小 13.8	49	交差点改良

茨城県告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年 2月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 市毛水戸線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市水府町1024番2地先から 水戸市三の丸2丁目131番86まで	旧	メートル 最大 27.0 最小 11.6	メートル 390	
	新	最大 50.0 最小 23.0	390	水府橋改築

茨城県告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年2月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 富谷稲田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
西茨城郡岩瀬町大字富谷字戸崎 309番1地先から 西茨城郡岩瀬町大字富谷字郷 682番4地先まで	旧	メートル 最大 8.0 最小 6.2	メートル 209	
	新	最大 14.0 最小 6.2	209	現道拡幅

茨城県告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成16年2月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 日立笠間線
- 2 供用開始の区間 日立市大久保町字見附下2407番1地先から
日立市大久保町字見附下2405番6地先まで
- 3 供用開始の期日 平成16年2月26日

茨城県告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成16年2月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 日立笠間線

- 2 供用開始の区間 東茨城郡常北町大字石塚字前郷田814番7地先から
東茨城郡常北町大字石塚字前郷田809番18地先まで
- 3 供用開始の期日 平成16年 3月 1日



茨城県告示第252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成16年 2月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成16年 2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 錫高野石塚線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡桂村大字錫高野字城ノ内1350番1地先から
東茨城郡桂村大字錫高野字榎内738番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成16年 3月 1日



茨城県告示第253号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課（ダム砂防室）及び茨城県高萩土木事務所において縦覧に供する。
平成16年 2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 区域の名称
西成沢町三丁目地区 急傾斜地崩壊危険区域

- 2 土地の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱12号から県道日立・常陸太田線北側境界線に沿って13号までを結んだ線及び標柱13号から水路東側境界線に沿って1号とを結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標柱番号	備 考
日立市	西成沢町	三丁目	28 水路		境界線上の点
〃	〃	〃	28 29		〃
〃	〃	〃	31		
〃	〃	〃	60 73		境界線上の点
〃	〃	〃	92 93		〃
〃	〃	〃	95 98		〃
〃	〃	〃	103		
〃	〃	〃	101		

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標柱番号	備 考
日立市	西成沢町	三丁目	97 100		境界線上の点
"	"	"	86 87		"
"	"	"	69 70 71		各々の交点
"	"	"	28 県道日立・常陸太田線		境界線上の点
"	"	"	28 水路 県道日立・常陸太田線		各々の交点

茨城県告示第254号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課（ダム砂防室）及び潮来土木事務所において縦覧に供する。

平成16年 2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 区域の名称

城山地区 急傾斜地崩壊危険区域

2 土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から15号までを順次結んだ線及び標柱15号と1号とを結んだ線に囲まれた区域

市 名	町・大字名	字 名	地 番	標柱番号	備 考
鹿嶋市	城山	二丁目	3020 - 4		
"	"	"	2690 市道5091号線		境界線上の点
"	"	"	2690		
"	"	"	2605		
"	"	"	2613		
"	"	"	2618		
"	"	"	2619 2687		境界線上の点
"	宮中	下生	2687 - 8		
"	"	"	2683 - 10		
"	"	"	2684 - 3		

市 名	町・大字名	字 名	地 番	標柱番号	備 考
鹿嶋市	城山	一丁目	3024 - 1		
"	"	"	3023 - 1		
"	"	"	3022		
"	"	"	3021 - 4		
"	"	"	3020 - 4		

茨城県告示第255号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成16年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

瓜連町

2 都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画道路事業

3・5・98号 駅南停車場線

3 事業施行期間

平成16年 2 月26日から

平成17年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

茨城県那珂郡瓜連町大字瓜連字一本杉及び字川ノ上地内

(2) 使用の部分

なし

茨城県告示第256号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成16年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

古河市

2 都市計画事業の種類及び名称

古河・総和都市計画公園事業

5・5・001 古河総合公園

3 事業施行期間

昭和48年 8 月30日から

平成21年 3 月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
なし

茨城県告示第257号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行ったので、茨城県県税条例施行規則（昭和34年茨城県規則第107号）第33条の3の規定により告示する。

平成16年 2 月26日

茨城県麻生県税事務所長 小 牧 康 彦

県 名	特約業者の氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	特約業者の指定の取消し年月日
茨 城	菅 谷 能 夫	茨城県鹿島郡大洋村上沢1481 1	平成15年12月31日

茨城県告示第258号

共同施行者 栗原信造ほか6人から平成15年10月14日付けで認可申請のあった下木戸稲荷久保地区土地改良事業（ほ場整備）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により平成16年2月12日認可した。

平成16年 2 月26日

茨城県下館土地改良事務所長 黒 須 拓 美

茨城県告示第259号

麻生東部土地改良区理事長 横山 忠市から平成16年2月3日付けで認可申請のあった基盤整備促進事業宇崎地区の換地計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2の規定により平成16年2月16日適当と決定したから同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 2 月26日

茨城県鉾田土地改良事務所長 萩 島 利 孝

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成16年2月27日から
平成16年3月25日まで
- 3 縦覧の場所
麻生町役場

公 告

漁船損害等補償法施行令に基づく発起届

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第 28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成16年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加 入 区	漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする 漁業協同組合
北茨城市平潟町595 武 子 寛 外 2 名	平 潟	平潟漁業協同組合
日立市川尻町 1 - 26 - 12 根 本 西 吉 外 2 名	川 尻	川尻漁業協同組合
日立市会瀬町 1 - 3 - 19 横 田 政 男 外 2 名	会 瀬	会瀬漁業協同組合
日立市水木町 2 - 30 - 22 竹 中 正 道 外 2 名	久 慈	久慈町漁業協同組合
日立市久慈町 1 - 28 - 25 須 藤 勢 喜 外 2 名		久慈浜丸小漁業協同組合
東茨城町大洗町東光台 4 - 9 高 梨 省 三 外 2 名	大 洗	大洗町漁業協同組合
潮来市永山289 - 6 水 貝 末 吉 外 2 名	牛 堀	牛堀漁業協同組合

2 指定漁船調書縦覧

(1) 縦覧期間

平成16年 2 月26日から平成16年 3 月11日まで

(2) 縦覧場所

加 入 区	縦 覧 場 所
平 潟	北茨城市平潟町605 平潟漁業協同組合
川 尻	日立市川尻町 1 10 10 川尻漁業協同組合
会 瀬	日立市会瀬町 1 1 8 会瀬漁業協同組合

加 入 区	縦 覧 場 所
久 慈	日立市久慈町 1 1 2 久慈町漁業協同組合
	日立市久慈町 1 1 2 久慈浜丸小漁業協同組合
大 洗	東茨城郡大洗町磯浜町字東8253 10 大洗町漁業協同組合
牛 堀	潮来市永山827 牛堀漁業協同組合

~~~~~

#### 都市計画の図書の縦覧

土浦・阿見都市計画地区計画の決定に伴い、土浦市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成16年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
地区計画の決定（烏山一・二丁目地区）
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

都市計画事業の施行者の名称等

友部都市計画流通業務団地造成事業については、平成16年 1 月29日国関整計管認茨第 2 号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成16年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画事業の種類及び名称
友部都市計画流通業務団地造成事業先端総合流通センター流通業務団地
 - 2 施行者の名称
茨城県
 - 3 事務所の所在地
水戸市笠原町978番 6
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし
- ~~~~~

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成16年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
那珂郡東海村村松字沼田内455番 1, 同番 3, 同番5, 465番 1
- 2 事業所の住所及び氏名
那珂郡東海村村松493番地
関 田 隆 子

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成16年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
岩井市大字長須字町谷久保2328番 6
- 2 事業主の住所及び氏名
岩井市大字岩井3244 1 ネオファミーユ202
吉 岡 剛

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成16年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
真壁町大字長岡字峰 979番 1, 979番 3, 979番 4, 891番 1, 891番 2, 980番 1
- 2 事業主の住所及び氏名
八郷町大字大塚3398
加波山神社 代表役員 鈴木 史 彦

建築許可に関する意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定に基づき、次のとおり意見の聴取を行います。

平成16年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 意見の聴取期日 平成16年 3 月 8 日 (月) 午前10時30分
- 2 意見の聴取場所 筑波郡伊奈町大字小島新田176 2
- 3 意見の聴取事項 第一種低層住居専用地域内において次の建築物の許可に関する事

揚水機場の新築

- 4 申請者住所 筑波郡谷和原村南1169
- 5 氏 名 三並土地改良区 理事長 石 塚 武 男
- 6 建築物構造規模 鉄筋コンクリート造 1階建て 新築
申請延べ面積 11.52平方メートル
- 7 敷地面積 150.00平方メートル
- 8 新築物の位置 筑波郡伊奈町大字小島新田字間ノ原176番 2

貸金業者の登録の取消し

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第 1 項の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成16年 2 月26日

茨城県県南地方総合事務所長 小 坂 光 則

- 1 商 号 来嘉商会
- 2 代表者氏名 折 本 正 美
- 3 代表者住所 茨城県新治郡霞ヶ浦町加茂2424番地 2
- 4 主たる営業所の所在地 石岡市府中 4 丁目 9 番50号 中村テナント B号棟
- 5 登録番号 茨城県知事（南 1）第40238号
- 6 登録年月日 平成14年11月22日
- 7 登録取消しの年月日 平成16年 2 月16日
- 8 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第38条第 1 項

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 3, 0 6 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)